

平成29年(ワ許)第733号

許可抗告申立て提起事件

申立人 示現舎合同会社

相手方 部落解放同盟 外5名

許可抗告申立て理由書

平成29年10月19日

東京高等裁判所第15民事部 D 丙係 御中

抗 告 人 宮 部 龍 彦

第1 判例違反について

原決定は最高裁判所平成13年(オ)第851号平成14年9月24日最高裁判所第三小法廷判決(集民第207号243頁)を援用し、「人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。どのような場合に侵害行為の差止めが認められるかは、侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである。そして、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けおそれがありかつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差止めを肯認すべきである。」とする(第一審決定)。

しかし、本件ウェブサイトのうち、どの記述が具体的に相手方のうち誰の人格に関係するのか明らかでない。その上、プライバシー権侵害とも名誉権侵害とも判

断できておらず、「不合理な差別を受けないという人格的利益」(第二審裁判所決定8頁)という独自の権利を新たに持ち出している。

そして、本件出版予定物のどの記述が具体的に誰を差別させることになるのか明らかにしておらず。原決定は本件出版予定物とは直接関係のない歴史的・政治的背景を縷々述べるのみである(第一審裁判所決定13ないし17頁)。

平成14年9月24日最高裁判所第三小法廷判決は出版物の記述に虚構の内容があることや、通常人に不快感を与える内容があるなど、出版物の内容がどのように当事者の人格権を侵害するのか具体的に検討しているが、本件に関しては全く検討されていない。ただ、ウェブサイト全体の「印象」によって判断しているのみである。それだけではなく、「不合理な差別を受けないという人格的利益」と言いながら、全国津々浦々の部落の地名をひとまとまりにして、人格と結びつけ、個人を「同和地区出身者」と認定してそのことを法律上の判断の理由とするなど、極めて不合理で無理のある判断をしている。

従って、本件には平成14年9月24日最高裁判所第三小法廷判決を援用できない。

原決定は、部落ないし同和地区の地名が列举された書籍等が存在することを認めつつ、様々な条件をつけてそれらの存在を正当化しながら、本件出版予定物の出版等が許容されるべきことを裏付けるものではないとする(第一審裁判所決定25頁)。しかし、最高裁判所平成25年(行ヒ)第37号平成26年12月5日最高裁判所第二小法廷判決(判例自治第390号51頁)で「当該各地区の居住者や出身者等に対する差別意識を増幅して種々の社会的な場面や事柄における差別行為を助長するおそれがある」と判断された文書である滋賀県の「同和対策地域総合センター要覧」は、まさに原決定が正当化した書籍等と同類のものである。従って、原決定は行政や部落解放運動団体の既得権益を守りつつ、申立人に不利益な

処分を行うために、不公平かつ判例と食い違う判断をしたものと言わざるをえない。

裁判所は平成26年12月5日最高裁判所第二小法廷判決が誤りであると認めるか、あるいは単に歴史的事実を記述したに過ぎない出版物に掲載された情報が差別につながったとしても、それは情報を利用する側の問題であって、出版物に責任を転嫁して出版禁止という措置を取るべきではないと判断すべきである。

最高裁判所昭和51年(行ツ)第49号昭和51年9月30日最高裁判所第一小法廷判決(民集30巻8号838頁)は、選挙管理委員が市長選挙のポスターにある「同和対策是か非か」の文言の一部を目隠ししたことについて「同和対策批判の主張そのものを問題してこれを抹殺される趣旨」と批判している。その原審の東京高等裁判所昭和50年(行ケ)127号昭和51年2月25日判決(最高裁判所ウェブサイト裁判例情報を参照)は「仮りに歴史的社会的理由による差別待遇を温存し助長するような言論をなす者があつたとしても、これを公権力によつて抑圧することが適法かどうかも全く別の問題である。言論に対しては言論をもってすべきが現代社会の常法であろう。」としている。

これは至極まっとうなことであって、同和対策を批判する言論が、場合によっては同和地区の住民に対する妬み、偏見につながることはあり得るが、その責任を同和対策を批判する側に転嫁するのであれば、不適切な同和対策や人々の偏見はいつまでたっても解消されないことになる。

本件は、判例に反し、「差別待遇を温存し助長するような言論」でさえないのに、言論を封殺されたものである。

同和対策事業を否定するものであれ肯定するものであれ、部落ないしは同和地区の所在地を挙げなければ議論が成り立たない。

平成26年12月5日最高裁判所第二小法廷判決においては、隣保館等の未だに存続している同和対策施設の所在地一覧が、事実上同和地区の地名一覧と同

等であることが明らかになった。確かにこれは好ましくないものと考えられ、当然隣保館の存続の是非に係る議論も必要なはずだが、当然そのためには隣保館がどこにあり、どのような経緯で設置され、対象とする地域に隣保館を必要とする状況があるのか議論することは不可欠で、議論の過程で部落ないし同和地区の場所が明らかにされることは避けられるものではない。

原決定は、差別待遇を推奨するような記述がなくても、部落ないし同和地区を特定するような言論は禁止され得るということなのであるから、真剣に部落差別の解消のための議論であっても解放同盟や政府の意に沿わなければそれらを封じることが可能にするものであり、同和問題に係る議論を一層萎縮させるものである。

第2 法令の解釈に関する重要な事項

原決定は、ある地域の地名と歴史という、明らかに特定の個人の人格とは結びつかない情報に対して、個人の権利を認めたものである。さらに、原決定は個々の地名と相手方個人がそれぞれどのように結びつくのか明らかにせずに、膨大な数の地名を「部落」ないしは「同和地区」として一括りにしていることから、さらに曖昧になっている。

さらに本件が特殊なのは、出版差し止めに係る他の判例（前述したものの他、最高裁判所昭和56年（オ）第609号昭和61年6月11日最高裁判所大法廷判決民集40巻4号872頁など）では、問題となる内容が具体的に挙げられているのに対し、本件では具体的な内容について全く検討されていない。

憲法第22条1項は居住移転の自由を認めていることから、土地と個人の人格が結びつくものではない。また、憲法第23条は学問の自由を保障しているが、特定の土地の歴史についてその土地の関係者が権利を持ち、情報の扱いについて他人に権利を主張できるのであれば、地理・地誌などの学問が相当制限されること

になる。

仮に土地の地名や歴史が「出身者」の人格に結びつくにしても、その土地の歴史について積極的な研究とその成果の発表を望む人が相当数いるはずで、ごく一部の「出身者」の申し立てによって出版禁止がなされるのであれば、地域の情報の公開を望む「出身者」の希望を蔑ろにすることになる。人格権と言うのであれば、地域の事柄が公に議論されることを希望することも人格権であり、ただ秘密主義にすることだけが人格権ではなかろう。

とりわけ、部落問題に係る歴史的背景、政治的背景が関係しなければ、本件のような処分が裁判所によって行われることは、常識的にありえないことである。

これで、部落問題はタブーではない、部落は平等に扱われていると言っても信じる国民はいないと考えられる。すなわち、司法において部落問題はタブーであり、部落は特殊な扱いをされていると考えざるを得ないのである。

原決定は具体的にどの法令の条文を根拠としているのか明らかにしていないが（おそらく民法198, 199条と考えられる）過去の判例と比較しても本件の特殊性が際立っており、法令の解釈に関する重要な事項を含むことは明らかである。

附属書類

許可抗告申立て理由書副本 12通